

平成25年度九州大学法科大学院入学試験問題
公法系法学専門試験
(憲法) (配点50点)

2012年の衆議院議員総選挙に際し、Xらは、A候補に投票を得せしめる目的で選挙人方数十戸を個別に訪問し、A候補に対する投票を依頼した(以下、本件行為)。

公職選挙法138条によれば戸別訪問は禁止されており、同法239条1項3号は違反者に対して刑事罰を科している。本件行為について刑事罰に問われたので、Xらは公職選挙法上の戸別訪問禁止規定は違憲であると主張した。

あなたが裁判官であるとして、本件につき、どのような判断を下すか。

平成25年度九州大学法科大学院入学試験問題
公法系法学専門試験
＜行政法＞

以下の7項目から5項目を選び、それぞれ10行程度で説明しなさい。できるだけ具体例を挙げ、代表的な判例があるときは判例にも言及すること。(配点50点)

- 1 政策の変更と信義則
- 2 情報公開と第三者保護
- 3 独立行政法人
- 4 行政行為の自力執行力
- 5 取消判決の第三者効
- 6 無効等確認訴訟の補充性
- 7 国家賠償訴訟における違法性の意義

平成25年度九州大学法科大学院入学試験問題

民事法系法学専門試験

【民法】

[民法Ⅰ]

次の文章を読んで、以下の〔小問1〕〔小問2〕〔小問3〕に解答しなさい。

(配点：〔小問1〕〔小問2〕〔小問3〕各10点)

Aは、Bが所有する甲建物につき、これを店舗兼住居として利用するため、Bとの間で賃貸借契約を結び、その際、AからBに敷金が差し入れられた。

その後、甲建物はAに引き渡され、Aが約定どおりの賃借利用を継続していたところ、Bは、甲建物をCに売却した。

〔小問1〕 この場合、賃貸人の地位は、BからCに移転するか。
また、移転することにつき、Aの承諾は必要か。

〔小問2〕 〔小問1〕において、賃貸人の地位がBからCに移転とした場合、CがAに対して賃料請求などをするには、Cは、甲建物の所有権移転についての対抗要件を備えることが必要か。

〔小問3〕 〔小問1〕において、賃貸人の地位がBからCに移転とした場合、AがBに差し入れた敷金に関する権利義務関係も、BからCに承継されるか。

[民法Ⅱ]

不動産取引において、「民法94条2項の類推適用」が論じられてきた。

これは、どのような問題状況か。その具体的な例を挙げて、説明せよ。

(配点：20点)

平成25年度九州大学法科大学院入学試験問題

民事法系法学専門試験

《商法・会社法》（配点50点）

【設問】

会社法上株式買取請求権が認められる場合について、制度の趣旨・意義・買取手続・買取財源等を目配りしながら、論じなさい。

平成25年度九州大学法科大学院入学試験問題

民事法系法学専門試験

<民事訴訟法> (50点)

〔問題〕 以下の設例を読んで、設問に解答しなさい。

〔設例〕

甲土地はXの妻であるAの所有名義で登記がされているが、Xは、甲土地の所有者は自分であり、便宜上、A名義での登記をしているにすぎない旨を主張している。現時点において、甲土地は、同土地上にY所有の簡易な建物が建てられることによって、Yが占有している状態にある。

〔設問〕

(1) 設例の事案において、Xは、甲土地の所有権は自分にある旨を主張しつつ、Yの占有は不法なものであるとして、Yを相手に、所有権にもとづき甲土地の明渡しを求める訴えを提起した。

①この訴訟の審理において、Yは、甲土地の所有権がXにある旨を争わなかったが、裁判所は甲土地の所有権はAにある旨の心証を得た。この場合において、裁判所は甲土地の所有権についてどのように審理判断すべきかを解答しなさい。

②この訴訟において、Aが甲土地の所有権は自身にあるとして争いたい場合には、Aは訴訟法上いかなる手段を採りうるかを解答しなさい。

(2) 設例の事案において、Aは甲土地がXの所有にかかるものであることを主張しつつ、Yの占有は不法なものであるとして、Yを相手にAの名で、甲土地につきXの所有権にもとづいて明渡請求訴訟を提起した。Xは、Aがこの訴えを提起することに事前に同意していたとする。この場合におけるAの訴えの適法性を論じなさい。

平成25年度九州大学法科大学院入学試験問題
刑事法系法学専門試験
【刑法】(配点50点)

A女(70歳)は自動車事故で脳に損傷を受け病院に運ばれたが、それ以来、意識は戻らず、昏睡状態のままで、脳死状態ではなかったが、生命維持装置によってようやく生命を保っているという状態であり、改善の見込みはなかった。娘の甲は、日頃よりAから、自分が植物状態になれば死なせて欲しいということを聞いていたので、主治医の乙に対し、Aの生命維持装置を外すように要求した。これに対し乙は、Aは生命維持装置につながれている限り、相当程度生き続けるのであるから、生命維持装置を外してAを殺害するようなことは医師としてできないと拒否した。そこで甲は、Aの意思を是非実現したいと思い、深夜、気づかれないようにAの病室に入り込み、生命維持装置のスイッチを切ってAへの酸素供給を遮断した。Aの容態急変を聞いて駆けつけた乙は、その場に居た甲が生命維持装置のスイッチを切ったことを察知したが、Aと甲の心情を思い、特別な措置を執らずに放置した。その結果Aは死亡したが、もし乙が気づいた時点で医療上の処置を施しておれば、Aは確実に生命を維持しえたと考えられる。甲及び乙の罪責について論ぜよ(特別法違反の点は除く)。

平成 25 年度九州大学法科大学院入学試験問題
法学専門試験【刑事訴訟法】(配点 50 点)

次の判旨(最判平成 15 年 10 月 7 日刑集 57 卷 9 号 1002 頁)を読み、以下の各設問に答えよ。(解答は答案用紙に設問番号を記載して行うこと。)

「思うに、訴因制度を採用した現行刑訴法の下においては、少なくとも第一次的には訴因が審判の対象であると解されること、犯罪の証明なしとする無罪の確定判決も、一事不再理効を有することに加え、前記のような常習特殊窃盗罪の性質や一罪を構成する行為の一部起訴も適法になし得ることなどにかんがみると、前訴の訴因と後訴の訴因との間の公訴事実の単一性についての判断は、基本的には、前訴及び後訴の各訴因のみを基準としてこれらを比較対照することにより行うのが相当である。本件においては、前訴及び後訴の訴因が共に単純窃盗罪であって、両訴因を通じて常習性の発露という面は全く訴因として訴訟手続に上程されておらず、両訴因の相互関係を検討するに当たり、常習性の発露という要素を考慮すべき契機は存在しないのであるから、ここに常習特殊窃盗罪(引用条文参照)による一罪という観点を持ち込むことは、相当でないといふべきである。そうすると、別個の機会に犯された単純窃盗罪に係る両訴因が公訴事実の単一性を欠くことは明らかであるから、前訴の確定判決による一事不再理効は、後訴には及ばないものといわざるを得ない。」

【参考条文】

昭和五年法律第九号(盗犯等ノ防止及ビ処分ニ関スル法律)

第 2 条 常習トシテ左ノ各号ノ方法ニ依リ刑法第 235 条、第 236 条、第 238 条若ハ第 239 条ノ罪又ハ其ノ未遂罪ヲ犯シタル者ニ対シ窃盗ヲ以テ論ズベキトキハ 3 年以上、強盗ヲ以テ論ズベキトキハ 7 年以上ノ有期懲役ニ処ス

- 一 兇器ヲ携帯シテ犯シタルトキ
- 二 二人以上現場ニ於テ共同シテ犯シタルトキ
- 三 門戸牆壁等ヲ踰越損壊シ又ハ鎖鑰ヲ開キ人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ艦船ニ侵入シテ犯シタルトキ
- 四 夜間人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ艦船ニ侵入シテ犯シタルトキ

設問 1 波線部 a～e の言葉の意味を簡潔に説明せよ。(配点 25 点)

設問 2 本判決は、「一事不再理効」が「公訴事実の単一性」の範囲で発生することを前提としているところ、一事不再理の原則の実質的根拠に関する次の(a)～(c)の説明のうち、この前提と矛盾するものを選び、矛盾する理由を説明せよ(配点 10 点)

- (a) 審判対象は公訴事実であり、公訴事実につき形成された判決内容に一事不再理効が伴うから。
- (b) 審判対象は訴因であり、訴因につき形成された判決内容に一事不再理効が伴うから。
- (c) 審判対象は訴因であるが、訴因変更が可能な範囲で確定判決に一事不再理効が伴うから。

設問3 本判決は、前訴と後訴の公訴事実の単一性は各訴因の比較により行うべきとの立場をとりつつ、下線部①で、両訴因に「常習性の発露」という要素を考慮すべき契機があるかを問題にしている。かりに、検察官がいずれの訴因も単純窃盗で起訴すれば、両訴因が実体上どのような関係であれ、訴因上は常習性の発露はなく、一事不再理効は生じないという立場をとった場合に、現行制度のもとで公訴提起時に発生が予想される問題点を指摘し、これに対してはどのような法的コントロールが考えられるかを説明せよ。(配点 15 点)